

足立区バリアフリー
交通安全特定事業計画
総合スポーツセンター一周辺地区

令和6年6月
東京都公安委員会

足立区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「総合スポーツセンター周辺地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、足立区バリアフリー基本構想に即して、総合スポーツセンター周辺重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	特別区道足立第13号線	花畑大橋通り	足立区保木間3丁目34番から 足立区保木間1丁目31番まで	なし	マックスバリュエクスプレス保木間店
2	特別区道足立第16号線	舎人公園通り	足立区保木間3丁目33番から 足立区南花畑2丁目48番まで		足立成和信用金庫花畑支店、総合スポーツセンター公園、ウエルシア足立南花畑店
3	特別区道足立第19号線		足立区南花畑2丁目34番から 足立区保木間1丁目33番まで		都立淵江高校、総合スポーツセンター公園、とんでん花畑店
4	特別区道足立第20号線	六六通り	足立区保木間1丁目33番から 足立区南花畑2丁目7番まで		カーテン・じゅうたん王国保木間店、ベルクス足立南花畑店
5	特別区道足立第21号線		足立区南花畑4丁目1番から 足立区東保木間1丁目22番まで		ウエルシア足立南花畑店、天狗花畑店、とんでん花畑店、イエローハット足立保木間店、オリンピック保木間店
6	特別区道澁江第268号線		足立区南花畑2丁目48番から 足立区保木間2丁目31番まで		コモディイイダ竹の塚東店、都立淵江高校、総合スポーツセンター公園、天狗花畑店、花保中学校
7	特別区道澁江第274号線		足立区東保木間2丁目14番から 足立区東保木間2丁目9番まで		サンキ保木間店、東保木間公園
8	特別区道澁江第280号線		足立区東保木間2丁目32番から 足立区東保木間2丁目26番まで		総合スポーツセンター公園
9	特別区道澁江第285号線		足立区南花畑2丁目48番から 足立区南花畑2丁目6番まで		ベルクス足立南花畑店
10	特別区道澁江第301号線		足立区東保木間2丁目9番から 足立区東保木間1丁目3番まで		都立淵江高校
11	特別区道澁江第308号線		足立区南花畑2丁目39番から 足立区南花畑2丁目32番まで		花保中学校
12	特別区道澁江第309号線		足立区南花畑2丁目33番から 足立区南花畑2丁目31番まで		花保中学校・花保小学校
13	特別区道澁江第313号線		足立区南花畑2丁目20番から 足立区南花畑2丁目17番まで		花保小学校
14	特別区道花畑第316号線		足立区南花畑5丁目13番から 足立区南花畑5丁目6番まで		総合スポーツセンター公園
15	特別区道澁江第321号線		足立区東保木間1丁目25番から 足立区東保木間1丁目13番まで		

16	特別区道澁江第322号線		足立区東保木間1丁目25番から 足立区東保木間1丁目23番まで		
17	特別区道澁江第323号線		足立区東保木間2丁目31番から 足立区東保木間1丁目25番まで		花保住区センター、 総合スポーツセンター公園
18	特別区道澁江第324号線		足立区東保木間1丁目23番から 足立区東保木間1丁目19番まで		
19	特別区道花畑第330号線		足立区南花畑5丁目6番から 足立区南花畑5丁目5番まで		総合スポーツセンター公園

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
1	特別区道足立第13号線	信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）	令和6～9年度
2	特別区道足立第16号線	同上	同上
3	特別区道足立第19号線	同上	同上
4	特別区道足立第20号線	同上	同上
6	特別区道澁江第268号線	同上	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注1） 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	令和6～9年度 (継続的に実施)

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

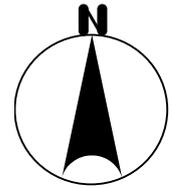
信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

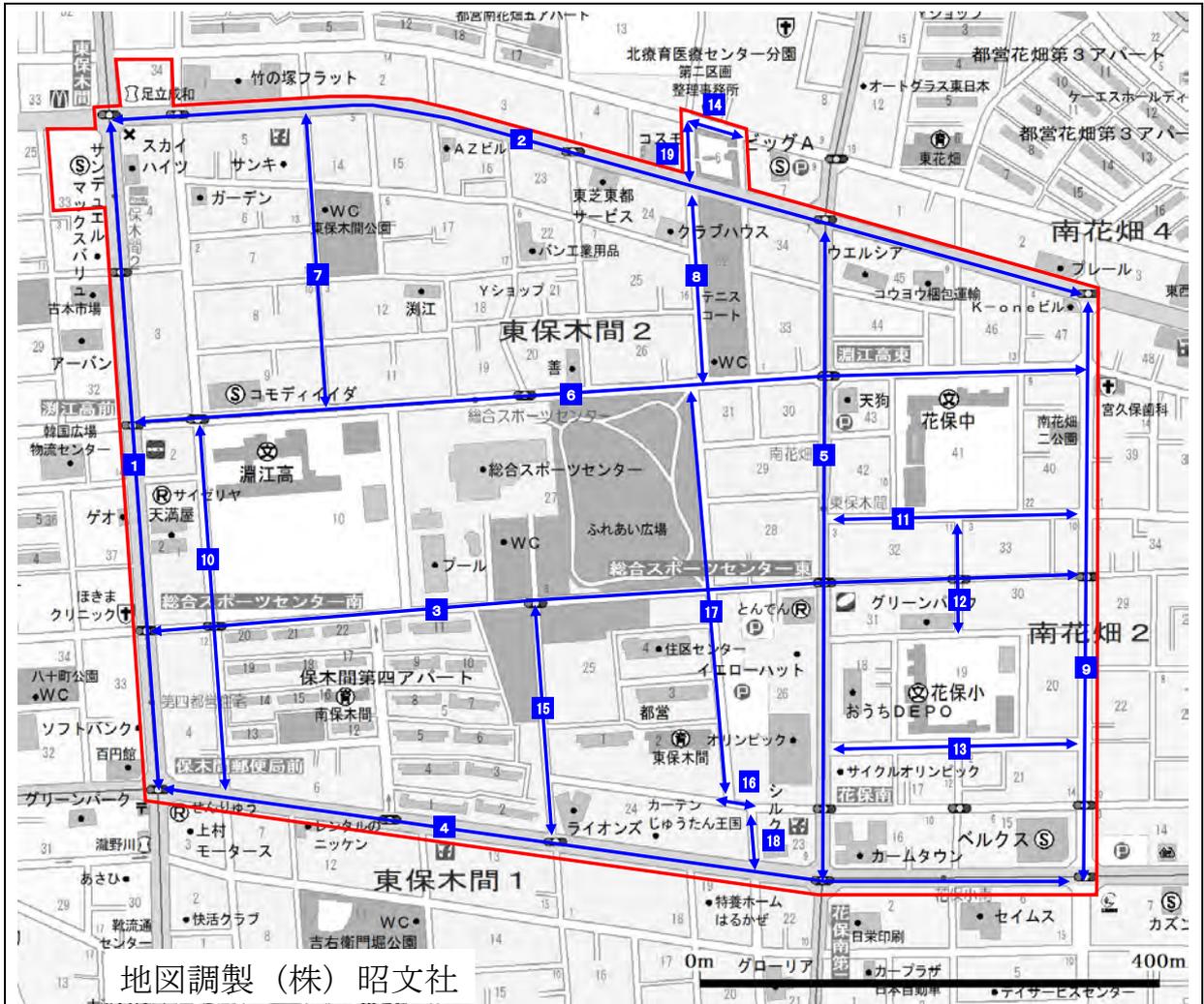
(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車 の 指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	足立区
重点整備地区名	総合スポーツセンター周辺地区



<凡例>

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間 (生活関連経路)